

## 目

## 次

	頁
第 89 号議案 埼玉県税条例の一部を改正する条例 .....	5
第 90 号議案 埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	6
第 91 号議案 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 .....	7
第 92 号議案 埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	8
第 93 号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例 .....	10
第 94 号議案 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例 .....	14
第 95 号議案 埼玉県中山間地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例 .....	17
第 96 号議案 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	18
第 97 号議案 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例 .....	29
第 98 号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 .....	31

第八十九号議案

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第三十一条第一項第三号中「」及び「」を「」、「」に改め、「発電事業等」という。「」の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（第三十一条の四第二項及び第三項において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第三十一条の四第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の六第一項の改正規定及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

3 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

令和三年六月十四日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、法人事業税について電気事業法に基づく特定卸供給事業に係る課税方式を定める等したいので、この案を提出するものである。

第九十号議案

埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二」に改める。

本則に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第二十条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和三年六月十四日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができること等としたいので、この案を提出するものである。

第九十一号議案

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例（昭和五十六年埼玉県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、「過疎地域（）」の下に「同法第三条第一項若しくは第二項又は第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

令和三年六月十四日提出

埼玉県 知事 大野 元 裕

提 案 理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、理学療法士等修学資金の返還免除の要件を改めたいので、この案を提出するものである。

第九十二号議案

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第七条の二 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第七条の三 保護施設の業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第六条の四に規定する基準の例によることとする。

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十八条を次のように改める。

（衛生管理等）

第十八条 救護施設の衛生管理等に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

第二十六条後段を次のように改める。

この場合において、第十八条中「第十五条」とあるのは「第二十二条において準用する省令第十五条」と、第二十条中「第十六条の二」とあるのは「第二十二条において準用する省令第十六条の二」と読み替えるものとする。

第三十三条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「第十五条」とあるのは、「第二十七条の二において準用する省令第十五条」と読み替えるものとする。

第三十九条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「第十五条」とあるのは、「第三十三条において準用する省令第十五条」と読み替えるものとする。

第四十条中「第八条」を「第七条の二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。  
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 改正後の第七条の三(改正後の第四十条において準用する場合を含む。)の規定により省令第六条の四の規定の例によるとされた同条の規定の適用については、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 改正後の第十八条(改正後の第二十六条、第三十三条及び第三十九条において準用する場合を含む。)の規定により省令第十五条の規定の例によるとされた同条第二項の規定の適用については、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

令和三年六月十四日提出

埼玉県知事 大野元裕

#### 提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保護施設等に係る運営に関する基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第九十三号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第十六節 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに  
基準（第二百六条―第二百十条）

関する  
「第十六節 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービス  
を  
基準（第二百六条―第二百十条）

「第十七節 雑則（第二百十条の二）

に関する

に、「第三款 運営に関する基準（第二百十九条―第二百六十九条）」

」

「第三款 運営に関する基準（第二百十九条―第二百六十九条）  
を  
第三節 雑則（第二百六十九条の二）

に、「第九

節 多機能型に関する特例（第三百五十六条―第三百五十八条）」を  
「第九節 多

第十節 雑

機能型に関する特例（第三百五十六条―第三百五十八条）

則（第三百五十八条の二）

に、「第三百七十六条

の二」を「第三百七十六条の三」に、「第三百九十二条の二」を「第三百九十二条

の三」に、「第二節 設備及び運営に関する基準（第三百九十五条―第四百三十七

条）」を  
「第二節 設備及び運営に関する基準（第三百九十五条―第四百三十七  
条）」を  
第三節 雑則（第四百二十八条）

に改める。

第二百十条第一項中「特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」の下に「又  
は特例訓練等給付費」を加える。

第三章に次の一節を加える。

第十七節 雑則

（電磁的記録等）

第二百十条の二 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その  
他これらに類するものうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、  
謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ  
とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第二百六十  
九条の二、第三百五十八条の二、第三百七十六条の三、第三百九十二条の三及び

第四百三十八条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十一条第一項(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第九十五条の五、第二百三十三條、第四百九条、第四百四十九条の四、第五百五十九條、第五百五十九條の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十並びに第二百十條第一項において準用する場合を含む。)、第十五条(第四十条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八條、第九十五条、第九十五条の五、第一百十條、第一百十條の四、第二百三十三條、第四百四十九條、第四百四十九條の四、第五百五十九條、第五百五十九條の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十条の十二、第九十条の二十、第二百一十條、第二百一十條の二十、第二百一十條の十二並びに第二百十條第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項、第四百四條第一項(第一百十條の四において準用する場合を含む。)、第九十八條の三第一項(第二百一十條の二の十及び第二百一十條の十二において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法を含む。以下同じ。)によることができる。

第四章に次の一節を加える。

### 第三節 雑則

#### (電磁的記録等)

第二百六十九條の二 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第二百二十條第一項、第二百二十四條及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定におい



て書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第五章に次の一節を加える。

#### 第十節 雑則

(電磁的記録等)

第三百五十八条の二 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第三百七十六条の二の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第三百七十六条の三 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項及び第三百九十二条の三第二項において「説明等」という。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第三百九十二条の二の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第三百九十二条の三 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第八章に次の一節を加える。

### 第三節 雑則

#### (電磁的記録等)

第四百三十八条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（第二百十条第一項の改正規定を除く。）の規定は、令和三年七月一日から適用する。

令和三年六月十四日提出

埼玉県知事 大野元裕

### 提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者等が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができること等としたいので、この案を提出するものである。

第九十四号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 多機能型事業所に関する特例（第八十九条―第九十一条）」を「第六節 多機能型事業所に関する特例（第八十九条―第九十一条）」に、「第七節 雑則（第九十一条の二）」に、「第

三款 運営に関する基準（第四百四十五条―第四百四十八条）」を「第三款 運営に関する基準（第四百四十五条―第四百四十八条）」を「第四節 雑則（第

百四十八条の二）」に、「第十四節 児童家庭支援セン

ター（第二百五十六条―第二百五十八条）」を「第十四節 児童家庭支援センター第十五節 雑則（第二百五十九条

（第二百五十六条―第二百五十八条）」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第七節 雑則

（電磁的記録等）

第九十一条の二 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第四百四十八条の二及び第二百五十九条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十三条第一項（第五十四条の五、第五十八条、第七十条、第七十七条、第七十七条の二、第八十条、第八十条の九及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第十七条（第五十四条の五、第五十八条、第七十条、第七十七条、第七十七条の二、第八十条、第八十条の九及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四百四十八条の二第一項及び第二百五十九条において同じ。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項及び第四百四十八条の二第二項において「交付等」と

いう。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができる方法)をいう。第四百四十八条の二第二項において同じ。)によることができる。

第三章に次の一節を加える。

#### 第四節 雑則

##### (電磁的記録等)

第四百四十八条の二 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第百一条(第四百四十八条において準用する場合を含む。)、第二百五条第一項(第四百四十八条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。第四章に次の一節を加える。

#### 第十五節 雑則

##### (電磁的記録)

第二百五十九条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法施行条例の規定は、令和三年七月一日から適用する。

令和三年六月十四日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者等が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができること等としたいので、この案を提出するものである。

第九十五号議案

埼玉県中山間地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例

埼玉県中山間地域ふるさと基金条例（平成六年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に、「過疎地域及び」を「過疎地域（同法第三条第一項若しくは第二項又は第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和三年六月十四日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、規定の整備をしいたので、この案を提出するものである。

## 第九十六号議案

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例  
埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特定道路（県が管理する県道に限る。）」を「県が管理する特定道路又は旅客特定車両停留施設」に改め、「当該特定道路」の下に「及び当該旅客特定車両停留施設」を加える。

別表第一第三十一号中「横断歩道橋等」の下に「、自動運行補助施設」を加え、同表中第四十三号を第四十四号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

### 四十三 歩行者利便増進道路

イ 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。

ロ イに規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保すること。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けること。

ハ 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とすること。

別表第三第一号中「において同じ。」の下に「及び自転車歩行者専用道路等（自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路をいう。以下この表において同じ。）の構造」を加え、同号イ中「を設ける道路」の下に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同号ロ中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び第十号」を「、第十号、第四十一号及び第四十二号」に改め、同号ハ中「歩道等の舗装は」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとし」に改め、同号ニ中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同表第二号イからへまで以外の部分中「立体横断施設」の下に「の構造」を加え、同号ロ(1)中「かご」を「籠」に改め、同号ロ(2)中「かご」を「籠」に改め、「この号及び第五号において」を削り、「装置」を「設備」に改め、同号ロ(3)中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同号ロ(4)及び(5)中「かご」を「籠」に改め、

同号ロ(6)及び(7)中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同号ロ(8)及び(9)中「かご」を「籠」に改め、同号ロ(1)中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同表第三号イ及びロ以外の部分中「乗合自動車停留所」の下に「の構造」を加え、同表第四号イからハマで以外の部分中「路面電車停留場等」の下に「の構造」を加え、同表第五号イからリまで以外の部分中「自動車駐車場」の下に「の構造」を加え、同表第六号を次のように改め、同号を同表第七号とする。

#### 六 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

##### イ 案内標識の構造は、次のとおりとすること。

(1) 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所等若しくは休憩設備(3)において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は(3)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けること。

(2) (1)の案内標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合すること。

(3) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第六号イ(3)前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同号イ(3)前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下イにおいて同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

(4) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

##### ロ 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとすること。

(1) 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(2) (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第二号ロ(9)の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、イ(4)の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び第六号ヌの基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の



経路を構成する通路については、この限りでない。

- (3) 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。
- (5) 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。

ハ 休憩施設は、次のとおりとすること。

- (1) 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (2) 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- (3) (2)の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下(3)において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けること。

ニ 照明施設は、次のとおりとすること。

- (1) 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- (2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要があると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

ホ 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。

別表第三第五号の次に次の一号を加える。

## 六 旅客特定車両停留施設の構造

イ 通路の構造は、次のとおりとすること。

- (1) 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車）をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路の構造は、次のとおりとすること。

(一) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。

(二) 戸を設ける場合は、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(三) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

- (2) (1)の一以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

- (3) 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（ハの基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（ニの基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

- (4) 旅客特定車両停留施設の通路の構造は、次のとおりとすること。

(一) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(二) 段差を設ける場合は、当該段差の構造は、次のとおりとすること。

- (イ) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

(ロ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

ロ 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口の構造は、次のとおりとすること。

- (1) 有効幅は、規則で定める幅以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

ハ 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの構造は、次のとおりとすること。

- (1) 籠の寸法並びに籠及び昇降路の出入口の有効幅は、規則で定める値以上とすること。
- (2) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(3) 第二号ロ(3)から(1)までに掲げる構造とすること。

(4) 台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めること。

ニ 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。）の構造は、次のとおりとすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、規則で定める幅員以上とすること。
- (2) 縦断勾配は規則で定める値以下とし、横断勾配は設けないこと。
- (3) 規則で定める高さを超える傾斜路にあつては、規則で定める踏み幅以上の踊場を設けること。
- (4) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 第二号ハ(3)、(5)及び(6)に掲げる構造とすること。

ホ 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターの構造は、次のとおりとすること。ただし、(3)及び(4)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとす

る。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
- (3) 踏み段の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。
- (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ、かつ、車止めが設けられていること。
- (5) 第二号ニ(2)及び(3)に掲げる構造とすること。
- (6) 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。
- へ 移動等円滑化された通路に設ける階段は、第二号へ(2)から(7)まで、(9)及び(10)に掲げる構造とすること。
- ト 旅客特定車両停留施設の乗降場の構造は、次のとおりとすること。
  - (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
  - (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、規則で定める値以下とすること。
  - (3) 横断勾配は、規則で定める値以下とすること。
  - (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下(4)において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
  - (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。
- チ 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- リ 旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合は、当該便所の構造は、次のとおりとすること。
  - (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
  - (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが規則で定める高さ以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けることとし、当該小便器には、手すりを設けること。
- (4) 便所のうち一以上の便所は、次の(一)又は(二)に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。こと。
  - (一) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
  - (二) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- (5) (4)(一)の便房を設ける便所の構造は、次のとおりとすること。
  - (一) 移動等円滑化された通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、第五号ニ(1)から(3)までに掲げる構造とすること。
  - (二) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。
  - (三) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
  - (四) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
  - (五) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- (4)(一)の便房の構造は、次のとおりとすること。
  - (一) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (二) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
  - (三) 腰掛便座及び手すりを設けること。
  - (四) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
  - (五) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。
  - (六) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

- (七) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- (7) (4)(二)の便所の構造は、次のとおりとすること。
  - (一) 移動等円滑化された通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、第五号ニ(1)から(3)までに定める構造とすること。
  - (二) 出入口の有効幅は、規則で定める幅以上とすること。
  - (三) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
  - (四) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
  - (五) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
  - (六) 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
  - (七) 腰掛便座及び手すりを設けること。
  - (八) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

又 乗車券等販売所、待合所又は案内所（以下これらを「乗車券等販売所等」という。）の構造は、次のとおりとすること。

- (1) 乗車券等販売所等を設ける場合は、そのうち一以上の構造は、次のとおりとすること。
  - (一) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所等との間の通路は、イ(1)(一)から(三)までに掲げる基準に適合するものであること。
  - (二) 出入口を設ける場合は、そのうち一以上の構造は、次のとおりとすること。
    - (イ) 有効幅は、規則で定める幅以上とすること。
    - (ロ) 戸を設ける場合は、当該戸の有効幅は、規則で定める幅以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
    - (ハ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
    - (ニ) カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (2) 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けること。この場

合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。

ル 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

別表第三に次の一号を加える。

八 旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法

イ 移動等円滑化された通路における役務の提供の方法は、次のとおりとすること。

(1) 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについては、次に掲げる基準を遵守すること。

(一) 籠内については、第六号ハ(2)ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにすること。

(二) 籠内については、第二号ロ(7)の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖が音声により知らされるようにすること。

(三) 乗降ロビーについては、第二号ロ(1)本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

(四) 籠内については、第二号ロ(1)ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

(2) 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターその他の昇降機（エレベーターを除く。）であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に利用するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該昇降機を使用しなくても円滑に昇降できる場合は、この限りでない。

(3) 移動等円滑化された通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

ロ 旅客特定車両停留施設のエスカレーターについては、第六号ホ(6)の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向が音声により知らされるようにすること。

ハ 旅客特定車両停留施設の階段については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

ニ 旅客特定車両停留施設の乗降場については、スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に乗降するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

ホ 旅客特定車両の運行に関する情報の提供は、次のとおりとすること。

(1) 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにすること。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

(2) 旅客特定車両の運行に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにすること。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

ヘ 便所における役務の提供の方法は、次のとおりとすること。

(1) 便所の出入口付近については、第五号リ(1)の設備(音によるものに限る。)が設けられた場合には、当該設備を使用して、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造が音により視覚障害者に示されるようにすること。

(2) 移動等円滑化された通路と第五号リ(4)(一)の便房が設けられた便所又は同号リ(4)(二)の便所との間の経路における通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

ト 乗車券等販売所等における役務の提供の方法は、次のとおりとすること。

(1) 乗車券等販売所等については、次に掲げる基準を遵守すること。  
(一) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所等との間の経路における通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

(二) 第六号又(1)(三)ただし書の規定が適用される場合には、車椅子使用者からの求めに応じ、常時勤務する者がカウンターの前に出て対応すること。



- (2) 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）については、第六号又(2)の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図ること。
- チ 第六号ルただし書の規定が適用される場合には、同号ルただし書の窓口に ついては、高齢者、障害者等からの求めに応じ、乗車券等の販売を行うこと。
- リ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所については、第七号イ(4)の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置が音により 視覚障害者に示されるようにすること。
- ヌ 視覚障害者の誘導は、次のとおりとすること。
- (1) 第七号ロ(1)の通路については、同号ロ(5)の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、音声により視覚障害者を誘導すること。
- (2) 第七号ロ(2)ただし書の規定が適用される場合には、視覚障害者の誘導を行 う者が常駐する二以上の設備間の誘導を適切に実施すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和三年六月十四日提出

埼 玉 県 知 事

大 野 元 裕

提 案 理 由

道路法等の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準等を定める等したいので、この案を提出するものである。

第九十七号議案

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二種低層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加える。  
第十四条第一項中「その者」の下に「。次条第一項において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（広告物の点検）

第十四条の二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、定期に、当該広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況について点検を行わなければならない。ただし、人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物又は掲出物件等として規則で定めるもの（第四項において「点検不要広告物等」という。）については、この限りでない。

2 前項本文の点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件（次項において「資格者点検義務広告物等」という。）に係るものについては、法第十条第二項第三号イに規定する者その他規則で定める資格を有する者（次項において「広告物等点検資格者」という。）に行わせなければならない。

3 第一項本文の点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件（資格者点検義務広告物等を除く。）に係るものについては、広告物等点検資格者に行わせるよう努めなければならない。

4 第六条第一項若しくは第七条第五項の許可（既に設置されている物件に広告物を掲出する場合に限る。）、第十一条第三項の規定による許可の期間の更新又は第十二条第一項の許可を受けようとする者（点検不要広告物等について許可又は許可の期間の更新を受けようとする者を除く。）は、規則で定めるところにより、第一項の点検の結果を知事に報告しなければならない。  
第二十五条第一項第一号中「試験に合格した」を削る。

附 則

この条例中第四条第一号及び第二十五条第一項第一号の改正規定は公布の日から、第十四条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は令和四年四月一日から施行する。

令和三年六月十四日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

屋外広告物法の一部改正を踏まえ、屋外広告物の禁止地域に田園住居地域を追加するとともに、屋外広告物の倒壊等による公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示する者等に点検義務を課すこと等としたいので、この案を提出するものである。

## 第九十八号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則第一条の三第七項中「第十三条の二第二項第一号ただし書」を「第十三条の二第三項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

令和三年六月十四日提出

埼玉県知事 大野元裕

### 提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護補償の額の改定等をしたいので、この案を提出するものである。